

特殊車両通行許可申請解説

許可期間の延長について

本誌・取締役営業部長
佐久間 翔一

【はじめに】

ネット通販の拡大、大量消費の時代を迎え、今後ますます物資の大量輸送が必要とされる時代になりました。一方、国内貨物における約9割(トン数ベース)を占める陸送を担う人材不足が運送業界における最大の問題点となっています。需要は高まる一方にもかかわらず、携わる人材不足は深刻な問題であり、いつでも欲しいものが手に入る社会の恩恵を私たちが享受できなくなる可能性があります。そこで、運送業界で再び注目を浴びているものの一つが大型トレーラーを用いた輸送です。少ない人材で、大量の物資を社会全体に行き渡らせることが可能になるからです。しかし、この大型トレーラーを運行に用いる際に必ずと言っていいほど、問題となるのが特殊車両通行許可です。

全長12m超、幅2.5m超、重さ20t超(重さ指定道路に関しては25t超)、高さ3.8m(高さ指定道路に関しては4.1m超)、いずれかの基準を満たす車両を運行に用いるためには特殊車両通行許可が必要となります。トレーラーを保有する運送事業者は、車両が変わるごとに、経路が変わるごとに、積載貨物が変わるごとに申請している現状があります。この特殊車両通行許可制度は制度改正が頻繁にあり、最新の制度に追いつくだけでも一苦労という運送事業者様も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。本特集では、特殊車両通行許可申請における最新の改正点をまとめて紹介し、もって特殊車両を保有する運送事業者の円滑な運行に資することを目的としています。

【許可期間延長の概要】

平成31年4月1日に新たに許可期間延長申請が可能となりました。既存の制度では原則として許可期間は2年(超重量・超寸法の車両は1年)でしたが、許可期間延長申請を行うことで、原則4年(超重量・超寸法の車両は2年)となりました。この許可期間延長は定期路線での運行を行っている運送事業者にとっては朗報でした。行政側に納める手数料は変わらず、その上2年に1度行っていた更新申請が4年に1度となったというところで事務手続きの負担軽減にもつながりました。

【許可期間延長の要件】

許可期間延長はすべての運送事業が行えるわけではありません。一定の要件を備えた運送事業者のみに適応されるものなので、注意が必要です。以下、許可延長申請を行うための要件です。

- ① 業務支援用 ETC2.0 車載器を搭載し、登録を受けた車両であること
 - ② 違反履歴のない事業者の車両であること
 - ③ G マーク認定事業所に所属する車両であること
- これらの要件について、以下詳細を解説します。
- (1) 業務支援用 ETC2.0 車載器を搭載し、登録を受けた車両であること
- 業務支援用 ETC2.0 車載器はこれまでの通行料金の支払いだけでなく、高速道路上に設置された通信スポットと走行車両が双方向に通信することにより、GPS によるリアルタイムな動態管理などが可能となります。この業務支援用 ETC2.0 車載器は高速道路料金の大口多頻度割引、特車ゴールドを利用する際にも必要となるものなので普及が進んでいます。業務支援用 ETC2.0 車載器には車載器管理番号と ASL-ID という二つの識別番号がありますが、この2つを特車オンラインシステム上に登録することによって、許可期間延長申請の要件が



一つ整います。

(2) 違反履歴のない事業者の車両であること

ここでいう違反歴とはいったい何を指すのか、そこが問題となります。違反の根拠法が定かではなかったので、直接関東地方整備局の担当者に問い合わせを行いました。そこで得られた回答は「当該違反とは道路法上の違反である」とのことでした。つまり、特殊車両通行許可申請での違反履歴という話になります。国交省が公開している資料には「過積載等」となっています。そもそも「過積載」は道路交通法上の違反であり、道路法上の違反ではないように思えますが、この「過積載」とは許可上限以上の制裁重量で運行した場合の、特車許可違反とお考え下さい。

(3) G マーク認定事業所に所属する車両であること

交通安全対策などへの取り組みを評価された事業所はトラック協会から安全性優良事業所に認定されます。この安全性優良事業所に認定宇された際に付与されるのがGマークと呼ばれるものです。許可期間延長申請において注意しなくてはならない点は、Gマーク認定事業所に所属する車両が対象であるということです。つまり、同じ運送事業者でもGマーク認定事業所に所属している車両が否かによって延長申請が可能か否かが分かれてしまいます。②の違反履歴は事業者単位、③のGマークについて事業所単位であることに気を付けましょう。

【まとめ】

許可期間延長手続きの要件を満たす運送事業者様は積極的に今回の許可期間延長申請を利用していきましょう。直近の制度改正を見ると、キーワードとなっているのは「申請者負担の軽減」です。その結果、特車申請を審査する国道事務所の負担

軽減にもつながっていると感じます。

今回は「国際海上コンテナ車(40ft 背高)特殊車両通行許可不要区間」について解説します。

特殊車両通行許可申請についてのご相談は下記まで、お気軽にお問い合わせください。

【名称】

佐久間行政書士事務所

【住所】

埼玉県さいたま市中央区下落合2-23-5 1F

【連絡先】

TEL: 048-627-7799

FAX: 048-611-7276

【代表者、佐久間翔一プロフィール】

埼玉県出身。1989年生まれ。早稲田大学法学部卒業。元野村證券株式会社。

行政書士。埼玉県行政書士会所属。

連結トレーラーや新規格車などの特殊車両通行許可申請が専門。年間許可取得件数は5,000件以上、トラック(単車)、トラック、トレーラーの申請台数は延べ50,000台以上の圧倒的実績により、申請業務だけでなく、迅速許可取得に関するコンサルティングまで行う。全国初の特車申請定額サービスを展開し、全国の運送事業者様の迅速な許可取得、事務作業の軽減などに資する。

また、トラック協会主催の特車申請研修会の講師、地方整備局への要望書提出会議にも参加など、幅広く活躍。2019年9月より首都圏キット利用協同組合電話相談窓口も担当。